

次世代法に基づく 米沢電気工事株式会社 行動計画

当社は、男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和8年1月1日～令和11年12月31日までの期間

2.内容

目標1：男性の育児休業の取得率を20%以上とする。

<取り組み内容> 令和8年1月～

- ・対象社員だけでなく、全社員向けに育児休業制度の内容を社内イントラや掲示で案内する。
- ・育児休業の取得事例を共有し、「取得しやすい職場である」ことを周知する。
- ・育休取得による不利益取り扱いがないことを改めて社内で明確化し、安心して取得できるよう周知する。

目標2：計画期間の終了日の属する事業年度における全フルタイム労働者の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の平均が毎月30時間未満とする。

<取り組み内容> 令和8年1月～

- ・毎月、法定時間外労働及び法定休日労働時間を集計し、部署別に状況を把握する。
- ・月30時間を超過、または超過が見込まれる場合は、所属長が業務分担や業務量の見直しを行う。
- ・管理職に対し、時間外労働削減を意識した業務管理の徹底を周知する。